

令和7年度第6回那珂川市農業委員会会議録

令和7年9月10日、那珂川市農業委員会会長結城五子は、令和7年度第5回農業委員会総会を那珂川市都市整備部外会議室に招集した。

日 時 令和7年9月10日（火） 午後2時55分～午後3時23分
場 所 都市整備部 外会議室

1. 議事録署名人

2番 内野 学

3番 井上和秀

2. 議 案

議案第31号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第32号 農用地利用集積等促進計画について（再設定9件、新規5件）

議案第33号 非農地証明願について

3. 報 告

報告第13号 専決処分について

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出書について

報告第14号 専決処分について

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出書について

4. 出席委員

農業委員

会長 結 城 五 子

1番 藤 野 由紀雄

2番 内 野 学

3番 井 上 和 秀

4番 池 田 政 幸

5番 飛 永 洋

6番 白 水 照 美

7番 小 森 眞理子

農地最適化推進委員

1番 川 口 正 明

2番 三 角 貴 博

3番 山 崎 美代子

4番 神 代 敏 之

5. 欠席委員

農業委員 なし

農地最適化推進委員 1名

6. 事務局

農業委員会事務局

事務局長 上 溝 朋 之

係 長 手 嶋 雄美子

書 記 小 熊 宏 弥

午後2時55分 開会

○事務局長

それでは、まだ開会前ではございますが、皆様おそろいでございますので、携帯電話の電源はお切りになるかマナーモードのほうへ切替えをお願いいたします。

また、発言の際はマスクを外して発言のほうをよろしく申し上げます。

○議長

それでは、ただいまから令和7年度第6回那珂川市農業委員会総会を開会します。

本日は推進委員1名が欠席です。

8月には、農地パトロールを暑い中に皆さん御協力いただきましてありがとうございました。

それでは、議案の審議に入ります前に、議事録署名人の指名を行います。

2番、内野学委員と、3番、井上和秀員を指名します。よろしく申し上げます。

では、議案に入ります。

議案第31号、番号1、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地法第3条の規定による許可申請について説明します。

農地法第3条の許可は、農地を農地のまま売買したり贈与したりして、所有権などを移転するための許可になります。今回は贈与によるものです。

議案書の2ページをお願いします。資料編、航空写真の2ページ、3ページが今回の該当の農地でございます。

それでは、議案書の2ページを見ていただいて御説明いたします。

譲渡人と譲受人の氏名、住所、申請地の所在地、地目、面積等は議案書に記載のとおりです。契約の内容は贈与による所有権の移転です。譲渡人と譲受人の関係は親子になります。

議案書の4ページを御覧ください。

現在所有している農地は4,198平米です。

続きまして、議案書の8ページの営農計画書を御覧ください。

申請理由については、譲渡人が高齢となり耕作が厳しくなってきたため申請に至ったことです。

作付計画は水稻で、直売です。

農作業に従事する世帯員等は、本人のほかに2名です。

9ページを御覧ください。

使用する農機具は、トラクター、田植機、コンバインで、保管場所は譲渡人の自宅です。

通作方法等は、通作距離が3キロ、所要時間は約15分、交通手段は軽トラックです。

農業経験については、今までも家族で耕作をされてきたとのことと。

10ページから14ページ、こちらが登記事項の証明書、15ページから18ページが字図、19ページに位置図、通作図を添付しております。

今回の申請につきましても、資料編の1ページをめくっていただいたら、農地法第3条の判断基準について記載があるんですけども、こちらに記載の判断基準の農地法第3条第2項の第1号から第6号の規定に該当しないため、3条の許可条件は満たしていると判断します。

説明は以上になります。

○議長

それでは、担当の推進委員の意見をお願いします。

○推進委員

私の家のほうに来られて、説明を聞いております。

今まで親子で同時に耕作をしておりましたが、今後は譲渡して息子さんに任せるといってお話を聞いておりますので、特段問題ないかと思っております。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

何か質疑がある方は挙手をお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、質疑がないようですので、採決を行います。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第31号、番号1は許可することに決定しました。

次に、議案第32号、番号1から番号13までの農用地利用集積等促進計画について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

議案の説明の前に、農業委員会の審議する際の規定について説明いたします。

議事関与の制限というものが農業委員会法第31条に規定されておりまして、自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項についてはその議事に参与することができないというふうに規定されておりまして、該当する審議の間は退室をしていただいております。推進委員さんに関しては議決権はありませんが、同様の審議の際には御退室をいただいております。

今回の議案第32号については、申請人が農業委員の〇〇委員の同居の親族になっておりますので、この審議の間は御退室をお願いしたいと思います。審議が終わりましたらお呼びしますので、隣の部屋で待機していただければと思います。

〔農業委員 退室〕

○事務局

それでは、説明を続けさせていただきます。

議案書の20ページを御覧ください。

今回、利用権の設定を受ける者は法人です。21ページから42ページまで、こちらが法人の利用権の設定に関する資料です。申出書の写しを添付しています。今回は更新の手続になります。

該当の農地につきましては、資料編の4ページから12ページが該当の農地でございます。作付品目は全て水稻となっております。

次に、議案書の43ページを御覧ください。資料編の航空写真は13ページをお願いします。

利用権の設定につきまして説明すると、こちらの該当の農地が地域計画内の農地であるため、耕作者の変更がある場合、必要な手続を踏んで変更する必要があります。

そもそも地域計画とはどのような計画であるのか、概要について、別紙資料を使って説明いたします。別紙の資料をお手元をお願いします。

地域計画とは、簡単に御説明すると、地域の農地を誰がどう使うかを見える化して、これまで守ってきた農地を引き継いでいくための計画です。那珂川市では、山田地区と仲・五郎丸地区の2か所が策定されています。

具体的な策定の流れについては、2ページから3ページに資料を添付しています。

別紙資料の5ページを御覧ください。

こちらに、耕作者の変更があった場合の手続手順について示されています。変更があるたびにみんなで集まって話をするのは大変なため、今回はこの赤枠で囲んだ部分のとおり、簡易な開催方法で、書面で実施をしております。

次に、6ページを御覧ください。

今回の変更が、山田地区、仲五郎丸地区のそれぞれ2か所で耕作者変更の申請が出ているのが今回の利用権設定についてです。それぞれ隣接する農地の担い手に、書面で耕作者の変更にも異議がないかについて確認を取っています。

次の7ページから8ページ、こちらに変更後目標地図（案）について添付をしております。

今回は利用権の設定になりますが、地域計画内の耕作者の変更ということでこういった手続を踏んでおります。

それでは、議案書に戻りまして、議案書の43ページを御覧ください。航空写真の資料は13ページが該当の農地でございます。

議案書の43ページの説明をいたします。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用権を設定する者の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

次の44ページに申出書の写しを添付しています。

45ページには、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地で水稻を耕作予定です。

次に、議案書の47ページをお願いします。資料編の航空写真は14ページのほうが該当の農地でございます。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用権を設定する者の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

48ページに申出書の写しを添付しています。

49ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地で、記載のとおりのおりの水稻を耕作予定です。

次に、議案書50ページを御覧ください。資料編の航空写真のほうは15ページが該当の農地でございます。

こちらの利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用権を設定する者の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用期間等は記載のとおりです。

51ページに申出書の写しを添付しています。

52ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地で記載のとおりのおりの水稻と野菜を耕作予定です。

次に、議案書の54ページをお願いします。資料編、航空写真のほうは16ページが該当の農地でございます。

こちらは利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用権を設定する者の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

55ページに申出書の写しを添付しております。

56ページは耕作者の農業経営の状況についてです。今回借り受ける農地で、記載のとおり水稻を耕作予定です。

次に、議案書の57ページを御覧ください。

資料編は17ページ、航空写真のほうは17ページが回答の農地でございます。

利用権の設定を受ける者の住所、氏名、利用権を設定する者の住所、氏名、利用権を設定する土地及び設定する利用権、期間等は記載のとおりです。

58ページに申出書の写しを添付しています。

59ページは、耕作者の農業経営の状況についてです。

今回借り受ける農地で、記載のとおりのおりのキャベツ、ブロッコリーを耕作予定です。

説明は以上でございます。

○議長

今の件について、何か御意見がある方は挙手をしてください。よろしいでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

それでは、採決を行います。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案34号、番号1から13は承認されました。

農業委員、お入りください。

〔農業委員 入室〕

○議長

次に、議案第33号、番号1、非農地証明について、事務局より説明をお願いします。

○事務局

非農地証明願について説明します。

議案書の61ページをお願いします。資料編、航空写真のほうは21ページをお願いします。願出人の住所、氏名、土地の所在地などは議案書に記載のとおりです。

62ページから66ページまでが土地の登記事項証明書、67ページに字図、68ページに位置図を添付しております。

事務局のほうでも現地確認を行いました、山林化しており、農地として耕作することは難しい土地と判断いたしました。

説明は以上です。

○議長

では、担当の委員の意見をお願いします。

○農業委員

報告します。

8月22日に現地確認したところ、写真どおり、ここに前、田んぼというか、野菜を作られていたとは言われていたんですけど、もう本当、山林化して、区切りもよく分からない。もう本当、山からすぐ田んぼだったんでしょうけれども、全然確認しにくいという状況でした。

以上です。

○議長

ありがとうございます。

では、何か質疑がある方は挙手をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長

質疑がないようですので、採決を行います。

賛成の委員は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長

全員賛成により、議案第33号、番号1は承認されました。

次は報告事項です。

報告については、事務局長の専決事項として処理が終わっている内容です。事務局より説明をお願いします。

○事務局

農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用の届出書について報告します。

農地を転用する場合、農業委員会の許可が必要ですが、市街化区域内の農地を転用する場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって許可は不要となります。

議案書の報告70ページを御覧ください。資料編、航空写真は22ページが該当の農地でございます。

議案書の70ページを御覧ください。

議案書70ページに記載のとおり、転用目的は有料老人ホームの建設となっております。
71ページから78ページまで関係書類を添付しています。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

次に、議案書の報告80ページを御覧ください。

農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出書について報告いたします。資料編は、そのまま22ページが該当の農地でございます。

それでは、議案書の80ページを御覧ください。

1、当事者の氏名、住所、2、土地の所在、地番、地目、面積等は申請書に記載のとおりです。

4、転用計画は、転用の目的が月ぎめ駐車場です。

81ページから89ページまで関係書類を添付しております。

届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

次に、91ページを御覧ください。資料編の航空写真のほうは23ページが該当の農地でございます。

それでは、議案書の報告91ページの御説明をいたします。

1、当事者の氏名、住所、2、土地の所在、地番、地目、面積等は申請書に記載のとおりです。

4、転用計画は、転用の目的が宅地分譲です。

92ページから103ページまで関係書類を添付しております。

こちらも届出の農地は市街化区域内の農地であり、届出書類は全てそろっておりましたので、受理通知書を発行済みです。

報告については以上でございます。

○議長

ありがとうございます。

これで議題は終わりますけど、何か御意見があったらお聞かせください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

それでは、本日の総会はこれをもちまして閉会いたします。

農繁期ですので、くれぐれもお体に十分注意してお励みください。本日はありがとうございました。

午後3時23分 閉会